

四 半 期 報 告 書

(第147期第1四半期)

名古屋鉄道株式会社

(E04101)

第147期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

名古屋鉄道株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
2 【その他】	34
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	35

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月11日

【四半期会計期間】 第147期第1四半期
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 名古屋鉄道株式会社

【英訳名】 Nagoya Railroad Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山本 亜土

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

【電話番号】 052(588)0846番

【事務連絡者氏名】 常務取締役財務部長 後藤 卓郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目3番6号 (名古屋商工会館内)
名古屋鉄道株式会社 東京支社

【電話番号】 03(3563)1001番

【事務連絡者氏名】 東京支社長 岩城 史憲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第146期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第147期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第146期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
営業収益 (百万円)	141,654	139,764	620,046
経常利益 (百万円)	1,298	5,380	11,340
四半期(当期)純利益 (百万円)	920	1,646	5,697
純資産額 (百万円)	206,083	196,358	206,343
総資産額 (百万円)	1,208,241	1,168,510	1,176,148
1株当たり純資産額 (円)	216.42	204.73	215.90
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	1.05	1.87	6.48
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	0.99	1.75	6.10
自己資本比率 (%)	15.8	15.4	16.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,471	11,974	58,009
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△16,375	△16,669	△31,293
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,075	5,783	△26,075
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	9,544	9,098	8,008
従業員数 (人)	34,249	33,558	33,186

(注) 営業収益には、消費税等は含まれていない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社の異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成22年6月30日現在)

従業員数(人)	33,558 (7,662)
---------	-------------------

(注) 従業員数は就業人員であり、(外書)は臨時従業員の平均雇用人員である。

(2) 提出会社の状況

(平成22年6月30日現在)

従業員数(人)	5,285
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、休職者10人、組合専従者26人を含んでいる。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの事業は、交通事業のほか運送事業、不動産事業、流通事業等の広範囲かつ多種多様なサービス業が主体であり、また受注生産形態をとらない事業がほとんどであるので、セグメントごとに網羅的に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため生産、受注及び販売の状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるセグメントの業績に関連付けて記載している。

なお、「第2 事業の状況」については、消費税等抜で記載している。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等の重要なリスクはない。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）におけるわが国経済は、政府による経済対策効果の表れや、新興国の経済成長に伴う輸出の回復など、一部に景気持ち直しの兆しがみられたものの、欧州経済の財政問題による円高の影響などもあり、本格的な雇用環境や個人所得の改善には至っておらず、依然として厳しい経済環境で推移した。

こうした状況下、当社及び当社グループの各事業部門は積極的な営業活動と経営の合理化に努めた結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は1,397億64百万円（前年同四半期比1.3%減）となり、営業利益は65億76百万円（前年同四半期比142.4%増）、経常利益は53億80百万円（前年同四半期比314.4%増）、四半期純利益は16億46百万円（前年同四半期比78.9%増）となった。

セグメントの業績の概況は、次のとおりである。

①交通事業

鉄軌道事業については、当社では、ICカード乗車券「manaca（マナカ）」の平成23年2月導入に向け、駅務機器の整備・更新のほか、関連するシステムの各種試験を進めた。輸送人員については、沿線地域の雇用情勢改善の遅れなどから概ね前年同四半期と同じ水準で推移した。

バス事業については、貸切バス部門では、同業他社との競争激化等により収入が伸び悩み、事業全体では減収となった。

タクシー事業については、供給過剰等に対応した減車を実施し、1車両当たり収入は増加するなど運行効率の改善に努めたものの、法人需要の低迷が続き事業全体の収入は減収となった。

この結果、交通事業の営業収益は400億48百万円となり、諸経費の節減などにより、営業利益は38億76百万円となった。

②運送事業

トラック事業については、荷主企業の生産回復のほか、トラックグループ全体の営業強化などにより輸送量が前年同四半期を上回るなど、主要な事業である路線運送事業は堅調に推移した。また、引き続き名鉄運輸㈱を中心に事業再編を行うなど、トラックグループ全体の事業ネットワーク最適化を推進し、収益性の向上及び事業の効率化に努めた。

この結果、運送事業の営業収益は324億53百万円となり、原油価格の上昇に伴い燃料費が増加したものの、運行効率の改善などにより、営業利益は12億3百万円となった。

③不動産事業

不動産事業については、当社では、平成22年4月に名古屋駅前において、(株)中部経済新聞社などとともにオフィスビル「新中経ビル(仮称)」(鉄骨造17階建 平成24年6月末竣工予定)の建設に着手した。また、名鉄不動産(株)では、同社が名古屋駅前において建設を進めてきた、オフィスビル「メイフィス名駅ビル」(鉄骨造12階建 延床面積8,678㎡)が平成22年4月に竣工し供用を開始した。

不動産事業の営業収益は、平成22年度の分譲マンション販売については主に下期に新規物件の竣工を予定しており、当第1四半期においては引渡戸数が前年同四半期を下回ったことなどから、159億42百万円となり、分譲原価減少のほか賃貸施設に係る賃借料などの減少もあり、全体の営業利益は13億42百万円となった。

④レジャー・サービス事業

ホテル事業については、「名鉄グランドホテル」では、12階宴会場「テラス・ザ・スカイダイニングG」をリニューアルし、宴会部門の強化を図ったほか、「岐阜グランドホテル」では、ビアガーデンの営業を45年ぶりに復活させるなど収益性の向上を図るとともに、経費節減など引き続き経営の合理化に努めた。

ハイウェイレストランでは、平成21年に始まった休日ETC割引による利用者増の効果が一巡したほか、そのほかの観光施設では梅雨入り後の週末に天候に恵まれなかったことなどから利用者数が伸び悩んだ。

この結果、レジャー・サービス事業の営業収益は131億86百万円となり、外注費など諸経費の減少に加え、平成21年度に業績不振のホテル施設を売却したことにより、営業損失は4億72百万円となった。

⑤流通事業

百貨店業については、消費者の節約・買い控え傾向が続く中、衣料品を中心に売上が落ち込み減収となったが、(株)名鉄百貨店では、平成22年4月から他の百貨店と共同開発した婦人服の新ブランド「リ・アース」を展開しているほか、「名鉄百貨店アイカード」と「三越 M CARD」との相互優待利用を始めるなど、より顧客の視点を活かした事業展開に努めた。

また、石油製品販売については、原油価格上昇に伴い販売単価が上向くとともに、販売数量も回復したことから増収となり、輸入車販売も販売台数が前年同四半期を上回った。

この結果、流通事業の営業収益は333億70百万円となり、営業損失は2億63百万円となった。

⑥その他の事業

その他の事業では、設備工事の完成高が増加したほか、調査測量事業の受注が堅調に推移したことなどにより、全体の営業収益は150億27百万円となり、営業利益は6億92百万円となった。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末においては、総資産が前連結会計年度末に比し76億38百万円減少した。これは、主として、未収債権の回収などにより受取手形及び売掛金が83億33百万円、減価償却などにより有形固定資産が全体で31億26百万円それぞれ減少したことなどによる。

また、負債の部は前連結会計年度末に比し23億46百万円増加した。主として支払等により支払手形及び買掛金が199億69百万円減少した一方で、有利子負債が全体で76億93百万円、再評価に係る繰延税金負債が91億51百万円、工事負担金等前受金を含めた流動負債その他が79億64百万円それぞれ増加したことなどによる。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比し10億89百万円増加し、90億98百万円となった。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益の増加に加え、仕入債務の増減額が増加したことなどにより、前年同四半期に比し85億2百万円増加し119億74百万円となり、投資活動によるキャッシュ・フローは、工事負担金等受入による収入が減少したことなどにより2億93百万円減少し△166億69百万円となった。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比し短期借入金の純増減額が減少したことなどにより92億91百万円減少し、57億83百万円となった。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

当社グループは、公共交通機関としての鉄道事業を中心に、交通、運送、不動産、レジャー、流通等の各事業を通して、長年にわたり地域の生活基盤の一端を担ってきている。

また、これらの事業活動を通して得られたお客様との信頼関係をさらに発展させるべく、平成17年12月には当社グループの目指すべき将来像を明示した「名鉄グループ経営ビジョン」を策定した。この中で当社グループの使命を「地域価値の向上に努め、永く社会に貢献する」と定め、「私たち名鉄グループは、豊かな生活を実現する事業を通じて、地域から愛される『信頼のトップブランド』をめざします」とする経営理念を掲げている。

当社では、「名鉄グループ経営ビジョン」に沿った諸施策を着実に実施することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えているが、これを実現するためには、グループ各社が長期的視点に立って安定的な経営を維持し、かつ、一体となって相乗効果を発揮していくことが必要不可欠である。

以上の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの使命及び経営理念をふまえ、グループ全体の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保・向上していくことに十分な理解を有することが必要であると考えている。

近年、顕在化している株式の大量買付けに関しては、それが会社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではない。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付け提案についての判断は、最終的には個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えている。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するもの、株主の皆様や当社取締役会が株式の大量買付けの条件等について検討し、意見を形成するための十分な時間や情報を提供しないものの存在も想定される。また、短期の利益を優先し、当社グループの保有資産を切り売りするなど、当社グループの経営基盤を破壊するもの、当社の公益事業者としての役割や鉄道事業の安全の確保に悪影響を及ぼすものなどの存在も否定できない。

当社では、いわゆる「買収防衛策」を現時点で定めてはいないが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、このような当社の企業価値を毀損し、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある株式の大量買付けに対しては、法令・定款に照らし適切な措置を講じていく。

なお、買収防衛策の導入については、重要な経営課題の一つとして認識しており、今後も継続して検討を行っていく。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はない。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はない。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000,000
計	1,800,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	881,584,825	881,584,825	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株 である。
計	881,584,825	881,584,825	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日以降の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

第9回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成16年12月8日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	9,773
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,128,813
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり295
新株予約権の行使期間	平成17年1月4日～ 平成24年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 各社債権者が行使請求のため提出した本社債の発行価額の総額を、各交付株式数で除した金額とする。 資本組入額 発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合、以後本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は旧商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権の係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	9,773

- (注) 1 本新株予約権付社債は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
- 2 本新株予約権付社債は、当社の普通株式の株価を基準として新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)が修正され、新株予約権の行使目的となる株式の数が増加する。
- (1)平成18年12月8日(以下「第一決定日」という。)及び平成22年6月4日(以下「第二決定日」という。)まで(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある5連続取引日の当該普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた金額)が、各決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を本項第(1)号に規定する計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。
- (2)本項第(1)号の規定に関わらず、本項第(1)号により修正された金額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%に当たる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が各決定日までに本項第(5)号により調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。
- (3)本項第(1)号または第(2)号により修正された転換価額は、第一決定日に転換価額が修正された場合には平成18年12月25日以降、第二決定日に転換価額が修正された場合には平成22年6月21日(以下この各日を「効力発生日」という。)以降、これを適用する。
- (4)各決定日の翌日からそれぞれの効力発生日までの間に、本項第(5)号に定める転換価額の調整が行われる場合には、本項第(1)号または第(2)号による修正が各決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額をそれぞれの効力発生日以降に有効な転換価額とする。

- (5) 本社債の発行後、時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社の普通株式の数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、株式分割により普通株式を発行する場合、時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。

- (6) 本項第(1)号の定めに基づき、平成18年12月25日以降適用される転換価額は368円から356円に修正されている。また、本項第(1)号及び第(2)号の定めに基づき、平成22年6月21日以降適用される転換価額は356円から295円に修正されている。
- (7) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。
- 平成16年12月9日から平成17年3月31日まで金107円
 - 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで金106円
 - 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで金105円
 - 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで金104円
 - 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで金103円
 - 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで金102円
 - 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで金101円
 - 平成23年4月1日から平成24年3月29日まで金100円
- (8) 当社は、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、平成18年4月1日以降いつでもその時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を繰上償還することができる。この場合の償還金額は本社債の額面100円につき金100円とする。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。
- 3 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項なし。
- 4 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項なし。

第10回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成22年3月23日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,679,738
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり306
新株予約権の行使期間	平成22年5月6日～ 平成27年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。 資本組入額 会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債の社債部分を消却した場合における当該本社債に付された本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債の社債部分を出資するものとする。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,000

(注) 1 本新株予約権付社債は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

- 2 本新株予約権付社債は、当社の普通株式の株価を基準として新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)が修正され、新株予約権の行使目的となる株式の数が増加する。
- (1)平成24年4月13日(以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある5連続取引日の当該普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額。)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を本項第(1)号に規定する計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。
- (2)本項第(1)号の規定に関わらず、本項第(1)号により修正された金額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%に当たる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに本項第(5)号により調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。
- (3)本項第(1)号または第(2)号により修正された転換価額は、平成24年4月27日(以下この日を「効力発生日」という。)以降、これを適用する。
- (4)決定日の翌日から効力発生日までの間に、本項第(5)号に定める転換価額の調整が行われる場合には、本項第(1)号または第(2)号による修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。

- (5) 当社は、本社債の払込期日以降、時価を下回る払込金額をもって当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合等により、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。

- (6) 組織再編行為が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合において、当社が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可。)を組織再編行為償還金額で繰上償還する。
- (7) 当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社または公開買付者が公表または認容し(ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
- 3 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項なし。
- 4 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項なし。
- 5 当社が、組織再編行為を行う場合は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項第(1)号乃至第(7)号の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債の社債部分に係る債務は承継会社等に承継され、当該本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債の社債部分に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に付された本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債(承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債の社債部分に付したものをいう。以下同じ。)の転換価額を定め、本新株予約権の目的となる株式の数の算定方法に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、第2項第(1)号乃至第(5)号に準じた修正または調整を行う。

- (4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。
- (5) 承継新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日(当社が行使請求をすることのできない期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日または当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項
承継新株予約権の行使の条件については、別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて、また、承継新株予約権の取得条項については、本新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第9回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	227
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	616,847
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	368
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	227

第10回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日	—	881,585	—	84,185	—	16,673

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず記載することができないので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載している。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,076,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 20,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 869,824,000	869,824	—
単元未満株式	普通株式 9,664,825	—	—
発行済株式総数	881,584,825	—	—
総株主の議決権	—	869,824	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ42,000株(議決権42個)及び690株含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれている。

自己保有株式	名古屋鉄道株式会社	840株
相互保有株式	鳩タクシー株式会社	300株

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 名古屋鉄道株式会社	名古屋市中村区名駅 一丁目2番4号	2,076,000	—	2,076,000	0.23
(相互保有株式) 鳩タクシー株式会社	岐阜県高山市名田町 五丁目95番16号	20,000	—	20,000	0.00
計	—	2,096,000	—	2,096,000	0.23

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	269	261	264
最低(円)	261	247	246

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりである。

役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (鉄道事業本部副本部長兼 計画部長)	常務取締役 (鉄道事業本部副本部長兼 企画管理部長)	横井 孝範	平成22年7月1日
常務取締役 (経営企画部長)	常務取締役 (経営企画部長兼 IT推進室長)	安藤 克己	平成22年7月1日
常務取締役 (鉄道事業本部副本部長兼 電気部長)	常務取締役 (鉄道事業本部副本部長兼 安全統括部長兼電気部長)	佐々 嘉則	平成22年7月1日
取締役 (関連事業部長兼 監理2担当)	取締役 (関連事業部長兼 内部統制担当兼 予算管理部長)	内田 互	平成22年7月1日
取締役 (鉄道事業本部副本部長兼 運転保安部長)	取締役 (鉄道事業本部副本部長兼 建設部長)	高木 英樹	平成22年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,527	8,728
受取手形及び売掛金	※1 47,103	※1 55,437
短期貸付金	10,401	10,482
分譲土地建物	97,143	97,261
商品及び製品	8,217	8,325
仕掛品	845	670
原材料及び貯蔵品	3,587	3,382
繰延税金資産	5,955	6,678
その他	13,037	9,389
貸倒引当金	△397	△470
流動資産合計	196,422	199,886
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	357,532	359,469
機械装置及び運搬具（純額）	60,152	62,142
土地	377,691	378,526
リース資産（純額）	5,658	5,307
建設仮勘定	39,158	37,712
その他（純額）	9,140	9,302
有形固定資産合計	849,335	852,461
無形固定資産		
のれん	379	423
リース資産	1,522	766
その他	12,599	12,853
無形固定資産合計	14,500	14,043
投資その他の資産		
投資有価証券	75,099	76,707
長期貸付金	492	509
繰延税金資産	14,112	13,814
その他	20,337	20,526
貸倒引当金	△1,790	△1,801
投資その他の資産合計	108,251	109,756
固定資産合計	972,087	976,261
資産合計	1,168,510	1,176,148

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	51,324	71,294
短期借入金	223,398	222,054
1年内償還予定の社債	10,050	50
リース債務	1,595	1,395
未払法人税等	1,757	2,959
繰延税金負債	39	4
賞与引当金	2,735	5,313
従業員預り金	19,319	19,230
商品券等引換引当金	2,047	2,007
その他	76,785	68,820
流動負債合計	389,053	393,131
固定負債		
社債	134,773	144,773
長期借入金	304,249	299,018
リース債務	6,271	5,440
繰延税金負債	4,929	4,742
再評価に係る繰延税金負債	73,477	64,326
退職給付引当金	30,992	31,307
役員退職慰労引当金	2,461	2,407
整理損失引当金	3,748	4,154
商品券等引換引当金	242	257
負ののれん	84	94
その他	21,869	20,149
固定負債合計	583,097	576,672
負債合計	972,151	969,804
純資産の部		
株主資本		
資本金	84,185	84,185
資本剰余金	18,428	18,428
利益剰余金	21,106	20,767
自己株式	△715	△713
株主資本合計	123,005	122,668
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,644	9,639
繰延ヘッジ損益	—	△0
土地再評価差額金	48,428	57,600
為替換算調整勘定	△43	△44
評価・換算差額等合計	57,030	67,196
少数株主持分	16,323	16,478
純資産合計	196,358	206,343
負債純資産合計	1,168,510	1,176,148

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業収益	141,654	139,764
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	124,319	120,011
販売費及び一般管理費	※1 14,622	※1 13,176
営業費合計	138,941	133,188
営業利益	2,713	6,576
営業外収益		
受取利息	46	37
受取配当金	484	437
持分法による投資利益	72	269
雑収入	595	549
営業外収益合計	1,198	1,293
営業外費用		
支払利息	2,549	2,409
雑支出	64	80
営業外費用合計	2,613	2,489
経常利益	1,298	5,380
特別利益		
前期損益修正益	71	74
固定資産売却益	※2 247	※2 430
工事負担金等受入額	566	541
投資有価証券売却益	2	227
その他	464	311
特別利益合計	1,352	1,585
特別損失		
前期損益修正損	11	3
固定資産売却損	※3 26	※3 243
減損損失	11	29
固定資産除却損	76	88
固定資産圧縮損	163	499
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,322
その他	115	355
特別損失合計	404	2,542
税金等調整前四半期純利益	2,245	4,422
法人税、住民税及び事業税	659	1,632
法人税等調整額	489	1,085
法人税等合計	1,148	2,717
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,705
少数株主利益	176	58
四半期純利益	920	1,646

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,245	4,422
減価償却費	9,773	9,813
減損損失	11	29
退職給付引当金の増減額(△は減少)	450	△207
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,013	△2,570
その他の引当金の増減額(△は減少)	△440	△81
投資有価証券売却損益(△は益)	12	△203
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,322
売上債権の増減額(△は増加)	5,365	3,289
たな卸資産の増減額(△は増加)	△2,067	190
仕入債務の増減額(△は減少)	△6,996	△2,507
法人税等の支払額	△3,767	△2,948
その他	1,896	1,424
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,471	11,974
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△23,466	△23,460
固定資産の売却による収入	442	785
投資有価証券の取得による支出	△16	△14
投資有価証券の売却及び償還による収入	3	20
連結範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による収入	—	382
工事負担金等受入による収入	6,745	6,266
その他	△83	△649
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,375	△16,669
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	26,765	9,258
長期借入れによる収入	9,907	12,420
長期借入金の返済による支出	△20,164	△14,595
配当金の支払額	△1,115	△863
その他	△316	△434
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,075	5,783
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	2,177	1,089
現金及び現金同等物の期首残高	7,366	8,008
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 9,544	※1 9,098

【継続企業の前提に関する注記】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項なし。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1	<p>連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間では、(株)名鉄オートサービスは清算終了により消滅している。</p> <p>また、浜松名鉄交通(株)は株式の譲渡により子会社でなくなったため、連結の範囲から除外した。</p> <p>なお、消滅した会社の清算終了までの損益計算書及び除外した会社の連結範囲から除外までの損益計算書については、それぞれ連結している。</p>
2	<p>会計処理の原則及び手続の変更 (資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当第1四半期連結会計期間から「企業会計基準第18号 資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日)及び「企業会計基準適用指針第21号 資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日)を適用している。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ18百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は1,340百万円減少している。</p> <p>また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,564百万円である。</p>

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

(鉄軌道事業における工事負担金等に採用された会計
処理の変更)

当社及び一部の連結子会社は、鉄軌道事業における高架化工事や踏切道拡幅工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けており、これらの工事負担金等により固定資産を取得した場合には取得原価の総額を固定資産に計上していたが、当第1四半期連結会計期間から当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上する会計処理に変更している。

工事負担金等による高架化工事等の受託工事は、列車運行の安全性確保と同時に運行効率、駅機能の向上及び高架下部分の商業施設利用等により収益性の向上への効果が認められてきたが、近時は、このような投資効果が認められる設備投資が一巡し、収益性の向上が期待される受託工事から社会インフラの整備を主目的とする受託工事に移りつつある。

今後の受託工事は、踏切除去による道路交通円滑化と踏切事故解消、地域分断の解消による一体的な街づくりの推進など社会インフラの整備に資するものであり、収益性の向上効果を主目的とする設備投資ではないことから、工事負担金等によって補償される関連費用と工事による効果を今後の経営成績及び財政状態により適切に反映させるため、変更を行うものである。

これにより、従来の方法に比較して、営業利益及び経常利益はそれぞれ2百万円増加し、税金等調整前四半期純利益は334百万円減少している。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

「企業会計基準第22号 連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示している。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1	<p>たな卸資産の評価方法</p> <p>当第1四半期連結会計期間末におけるたな卸高の算出に関しては、一部の連結会社においては、実地たな卸を省略し前連結会計年度末に係る実地たな卸を基礎として合理的な方法により算定している。</p> <p>また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行っている。</p>
2	<p>固定資産の減価償却費の算定方法</p> <p>一部の連結会社においては、予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算出している。</p>
3	<p>繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>一部の連結会社においては、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項なし。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1	有形固定資産に対する 減価償却累計額 586,383百万円	1	有形固定資産に対する 減価償却累計額 580,089百万円
2	鉄軌道事業固定資産の 取得原価から直接減額 された工事負担金等の累計額 130,083百万円	2	鉄軌道事業固定資産の 取得原価から直接減額 された工事負担金等の累計額 129,747百万円
3	保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入等 に対し、債務保証を行っている。 中部国際空港連絡鉄道(株) 1,982百万円 (株)武蔵開発ほか 267 合計 2,249	3	保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入等 に対し、債務保証を行っている。 中部国際空港連絡鉄道(株) 1,982百万円 (株)武蔵開発ほか 239 合計 2,221
4	※1手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 865百万円	4	※1手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 812百万円 受取手形裏書譲渡高 11

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1	※1販売費及び一般管理費 主要な費目及び金額 人件費 7,668百万円 うち賞与引当金繰入額 405 うち退職給付費用 499 広告宣伝費 832 減価償却費 769 賃借料 907 諸税 451 のれんの償却額 49	1	※1販売費及び一般管理費 主要な費目及び金額 人件費 7,266百万円 うち賞与引当金繰入額 393 うち退職給付費用 396 広告宣伝費 731 減価償却費 676 賃借料 648 諸税 445 のれんの償却額 45
2	※2固定資産売却益 主要な内訳は次のとおりである。 機械装置及び運搬具 175百万円 土地ほか 71	2	※2固定資産売却益 主要な内訳は次のとおりである。 土地 345百万円 機械装置及び運搬具ほか 85
3	※3固定資産売却損 主要な内訳は次のとおりである。 機械装置及び運搬具 16百万円 土地 10	3	※3固定資産売却損 主要な内訳は次のとおりである。 土地 224百万円 機械装置及び運搬具ほか 18

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 ※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	1 ※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 10,436百万円	現金及び預金勘定 10,527百万円
有価証券勘定 2	有価証券勘定 2
預入期間が3ヶ月を超える △894	預入期間が3ヶ月を超える △1,431
定期預金等	定期預金等
現金及び現金同等物 9,544	現金及び現金同等物 9,098

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	881,585

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	2,201

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	65,808	19,773
合計		65,808	19,773

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,319	1.50	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第1四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項なし。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	運輸事業 (百万円)	不動産 事業 (百万円)	レジャー ・サービス 事業 (百万円)	流通事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益								
(1)外部顧客に 対する営業収益	72,632	17,064	13,146	31,182	7,628	141,654	—	141,654
(2)セグメント間の内部 営業収益又は振替高	672	1,398	261	2,131	4,618	9,082	(9,082)	—
計	73,305	18,463	13,408	33,313	12,247	150,737	(9,082)	141,654
営業利益又は 営業損失(△)	3,639	596	△ 892	△ 904	55	2,493	219	2,713

(注)1 事業区分は日本標準産業分類をベースにした区分によっている。

2 各事業の主要な内容

- (1)運輸事業……………鉄道、乗合・貸切バス、タクシー、トラック、海運等
- (2)不動産事業……………不動産の分譲・賃貸
- (3)レジャー・サービス事業……………ホテル・レストラン・観光施設の経営、旅行業
- (4)流通事業……………百貨店業、石油製品等の販売、商品販売
- (5)その他の事業……………設備の保守・整備、建設、ビル管理メンテナンス業、保険代理店業等

3 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

〈前第1四半期連結累計期間〉

請負工事等に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、当第1四半期連結会計期間から「企業会計基準第15号 工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成19年12月27日)及び「企業会計基準適用指針第18号 工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成19年12月27日)を適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは主として原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

これにより、従来の方法に比較して、「その他の事業」で営業収益が1,091百万円増加し、営業利益が263百万円増加している。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメント営業収益の合計に占める「本邦」の割合が、90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略した。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高は、連結営業収益の10%未満のため海外売上高の記載を省略した。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、当社における鉄軌道事業を中心に、交通、運送、不動産、レジャー、流通、設備の保守・整備等、多種多様なサービス業を展開している。

当社グループは、上記の事業内容を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「交通事業」、「運送事業」、「不動産事業」、「レジャー・サービス事業」及び「流通事業」を報告セグメントとしている。

報告セグメントにおける各事業区分の事業内容は、以下のとおりである。

交通事業	…………	鉄道、乗合・貸切バス、タクシー
運送事業	…………	トラック、海運
不動産事業	…………	不動産の分譲・賃貸
レジャー・サービス事業	…………	ホテル・レストラン・観光施設の経営、旅行業
流通事業	…………	百貨店業、石油製品等の販売、商品販売

2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	交通事業	運送事業	不動産事業	レジャー・サービス事業	流通事業	その他の事業(注)1	合計	調整額(注)2	四半期連結損益計算書計上額(注)3
営業収益									
外部顧客に対する営業収益	39,435	32,375	14,158	12,919	30,774	10,101	139,764	—	139,764
セグメント間の内部営業収益又は振替高	613	77	1,783	266	2,596	4,925	10,263	△10,263	—
計	40,048	32,453	15,942	13,186	33,370	15,027	150,027	△10,263	139,764
セグメント利益又は損失(△)	3,876	1,203	1,342	△472	△263	692	6,378	197	6,576

(注)1 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、以下の事業セグメントを含んでいる。

設備の保守・整備、ビル管理メンテナンス業、保険代理店業等

2 セグメント利益又は損失の調整額197百万円は、セグメント間取引消去額である。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間から「企業会計基準第17号 セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成21年3月27日)及び「企業会計基準適用指針第20号 セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月21日)を適用している。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動はない。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当第1四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度末と比較して著しい変動はない。

(ストック・オプション等関係)

該当事項なし。

(企業結合等関係)

該当事項なし。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動はない。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動はない。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
204.73円	215.90円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	196,358	206,343
普通株式に係る純資産額(百万円)	180,035	189,865
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	16,323	16,478
普通株式の発行済株式数(株)	881,584,825	881,584,825
普通株式の自己株式数(株)	2,201,203	2,191,666
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	879,383,622	879,393,159

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	1.05円	1株当たり四半期純利益	1.87円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	0.99円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1.75円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	920	1,646
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	920	1,646
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	879,526,666	879,386,049
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額(百万円)	—	7
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))	—	(7)
普通株式増加数(株)	54,101,123	65,808,551
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項なし。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を行っているが、当第1四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末と比較して著しい変動はない。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

名古屋鉄道株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安 井 金 丸 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 野 英 生 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 千 佳 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている名古屋鉄道株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、名古屋鉄道株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月 9 日

名古屋鉄道株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 井 金 丸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 野 英 生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 千 佳 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている名古屋鉄道株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、名古屋鉄道株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 1 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。
- 2 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より鉄軌道事業における工事負担金等に採用された会計処理を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月11日

【会社名】 名古屋鉄道株式会社

【英訳名】 Nagoya Railroad Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山本 亜土

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長山本亜土は、当社の第147期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認した。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はない。